

令和 7 年度入札・契約制度改革の概要について

1. 低入札価格調査の見直しについて

(1) 提出資料の追加

従前より提出を求めている資料に加え、様式 2 において新たに共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳書を提出資料に追加します。

(2) 調査資料提出時の運用及び受理方法の変更について

これまで調査対象者から提出があった調査資料については、契約課窓口で受理し、その後契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行っていましたが、下記のとおり見直しを行います。

- ① 調査資料提出時に、調査対象者同席のもと資料の確認を行い、資料に不備・不足がある場合は受理しません。
- ② 期限までに資料が提出できない場合は失格とします。

(3) その他

予定価格等事後公表の案件において開札の結果調査対象者となった場合は、低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できるようにします。

適用は、令和 7 年 4 月 1 日以降に発注する案件とします。

2. 配置技術者の見直しについて

- ① 監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者）を専任で配置しなければならない工事の予定価格を下記のとおり見直します。

	現行(令和 6 年度まで)	令和 7 年度から
予定価格(1 件)	6, 0 0 0 万円以上	1 億円以上

- ② 共同企業体（JV）を対象とした工事については、これまで代表者及びその他構成員ともに専任の監理技術者の配置を要することとしていましたが、その他構成員が配置する技術者については主任技術者（国家資格者に限る）又は監理技術者とします。

※ただし、各案件の入札公告等で監理技術者の専任配置を条件としている場合は、①や②にかかわらず監理技術者を配置しなければなりません。

適用は、令和 7 年 4 月 1 日以降に発注する案件とします。

3. 新規登録業者及び新規参入業者（市外より市内への転入業者） の習熟期間に伴う競争参加制限の見直しについて

登録日又は変更日から5年間としている参加制限期間を3年間とします。また、新規登録業者及び新規参入業者が参加することができる少額工事を、予定価格500万円未満とします。令和7年4月1日から適用します。現在、参加制限期間中の新規登録（参入）業者で、適用日時点において登録日又は変更日から3年以上となる場合は、適用日から参加制限は解除されます。

4. 電子保証の導入

公共工事の契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）に係る保証証書について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを開始します。従来通り書面による保証証書も提出可能です。

なお、電子保証については、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）によるもののみに対象となります。金融機関や損害保険会社等の保証は従来通り書面で提出してください。

適用は、令和7年4月1日以降に発注する案件とします。

5. 工事成績優良業者の評定点の見直し及び経過措置について

工事成績優良業者対象工事参加業者の選定基準につきましては、令和8年度まで新評定と旧評定の結果が混在することから、令和6年度と同様の経過措置を設けます。

<経過措置>

新評定と旧評定に、以下の通り、それぞれ基準点を設けます。

- ・新評定：74点以上（令和5年度以降に契約を締結した工事）
- ・旧評定：72点以上（令和4年度末までに契約を締結した工事）

優良判定年度と評定基準の新旧の関係

	経過措置対象期間						
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
令和5年度優良	旧	旧	旧				
令和6年度優良		旧	旧	旧・新			
令和7年度優良			旧	旧・新	新		
令和8年度優良				旧・新	新	新	
令和9年度優良					新	新	新

旧…旧評定による評価（72点） 新…新評定による評価（74点）

※工事成績優良業者の除外基準には、変更はありません。

＜除外基準＞

- ①全ての工事種別において、当該年度を含む過去２年間に、評定点６５点未満を付与されたもの。
- ②当該年度を含む過去２年間に、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の指名停止措置（「不正又は不適切な行為」における「正当な理由無く競争入札等に参加しなかったとき」を除く。）を受けたもの。

6. その他連絡事項

（１）市内業者の宇治市競争入札等参加資格（業者登録）について

市内業者の競争入札等参加資格登録の有効期間は令和８年３月３１日までとなっております。令和８・９・１０年度宇治市競争入札等参加資格審査申請（市内業者用）の受け付けについては、令和７年１１月を予定しております。申請を忘れた場合、令和８年度の追加受付まで申請を受け付けできませんのでご注意ください。

（２）業者登録追加受付について

現在、業者登録の追加受付については、５月から１０月までの毎月（１日～１０日）申請を受け付けています。令和７年度も、現行の運用を継続することとします。

（３）メールアドレスの登録について

令和６年９月より契約課及び建設総括室より行っている入札・契約等に係る連絡方法を、ファックスからメールに変更しております。メールアドレスが未登録の場合や、メールアドレスの変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

工事及びコンサルタントの入札において、京都府電子入札システムより送信されるメールについては従来通りです。ただし、電子入札の案件においても、仕様書の訂正や質疑回答書の公表など、変更以前にファックスで連絡していたものについてはメールで連絡いたします。

（４）各種提出書類について

①宇治市競争入札等参加資格審査申請事項変更届について

業者登録時に、契約課へ提出いただいています営業所の専任技術者や資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）の内容に変更があった場合、速やかに変更届を提出いただきますようよろしくお願いします。（工事登録業者のみ）

②各種提出書類の厳格対応について

これまでから、入札参加表明時の添付書類の不足及び記載不備について、厳格に対応することを周知してきましたが、特に添付書類の不足については参加表明の意思が読み取れない場合があります。入札参加資格の審査資料であることをご理解いただくとともに、場合によっては審査脱落の対象となりますので、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

③経営規模等評価結果通知書の写しの提出について

経営規模等評価結果通知書については、運用上、指名通知の時点で有効な点数で契約課に提出のあったものを適用しています。

参加表明等の締切日において有効であっても、指名通知の日までに有効期限の切れるものについては、無効な点数として取り扱っておりますのでご注意ください。

(5) 電子入札システムの手続について

電子入札につきまして、理由なく入札不参加の場合の指名停止措置（1か月）は行いませんが、入札の手続きが最後まで完了しているか改めて確認をお願いします。

また、トラブル等による各書類の未提出を防ぐためにも、十分時間に余裕を持って利用していただきますようお願いいたします。